

地方自治情報化推進フェア 2020

オンライン出展のご案内

会期：令和3年1月27日（水）～2月19日（金）

主催：地方公共団体情報システム機構

申込締切日

令和2年11月6日（金）
17:00 まで

【開催に当たって】

地方公共団体情報システム機構では、費用対効果に優れ、利用者の視点に立った利便性の高い先進的な情報システムや地域を元気にする便利な行政サービス、効率的で災害に強いデジタル社会の実現に資する最新システムの展示とデモンストレーションを行うとともに、行政サービスの高度化、地域の課題解決における積極的な ICT の活用方法等について、有識者及び実務者を講師に招いたセミナーを行うことにより、地方公共団体のデジタル・ガバメントの実現に資することを目的に「地方自治情報化推進フェア 2020」を開催します。

なお、本年度は実地での開催ではなく、オンラインで開催します。

【開催概要】

- 名称：地方自治情報化推進フェア 2020（以下「推進フェア 2020」という。）
- テーマ：「いつでも、どこでも」から「だれでも」の世界へ
- 会期：令和3年1月27日（水）10:00～2月19日（金）17:00
※イベント（主催者セミナーのみ先行公開）を令和3年1月12日（火）・13日（水）に開催予定。
- 会場：地方自治情報化推進フェア 2020 特設サイト
- 主催：地方公共団体情報システム機構（以下「当機構」という。）
- 後援（予定）：総務省、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会
- 来場対象者：地方公共団体の ICT 関係者・議員等議会関係者・教育委員会関係者及び一般の方々等
- 入場料：無料

オンライン開催の5つのメリット

1 時間と距離から解放

来場者はパソコンやスマホなどから「いつでも、どこからでも」オンライン展示場に参加することができます。そのため、時間や場所の制約なく最新情報にアクセスすることができるようになり、これまでリアルな展示会に来場できなかった方々の参加が期待できます。

2 リアルな展示会会期にとられない長い情報発信期間

これまでリアルな展示会では、会期を2日間に限定して開催していましたが、オンライン展示会とすることで約1ヵ月間の開催が可能となり、出展者の情報発信の継続や商談機会の拡大が図れるようになりました。

3 来場者の回遊を促す充実した機能を搭載

「隣のブースを見る」などの機能により、リアル展示会のような来場者と出展者の「偶然の出会いや気付き」を演出し、来場者の回遊を促します。また、来場者が求める出展者や出展製品に「最短距離」で到達できる検索機能や、ローテーションで表示される出展者一覧、同じカテゴリーの出展者の表示も搭載しています。

4 ストレスなく参加できるユーザーインターフェース

来場者の直感的な操作で、リアル展示会と同じように出展者とのコミュニケーションを行うことができます。

5 「名刺交換機能」で良質な“リード”を獲得

出展者ブースに訪れた来場者は、出展者と名刺交換を行うことで、動画やカタログデータの閲覧を行うことができます。出展者は自社の製品・サービスに興味を持った来場者の情報を確実に取得することができます。

【推進フェア 2020 の構成（予定）】※詳細は別紙をご覧ください。

情報システム展示ブース	利用者視点と費用対効果の視点に立った先進的な情報システムや利便・効率・活力を実感できるデジタル・ガバメントの実現に資する最新システムの展示とデモンストレーション
講演会・ディスカッション	行政のデジタル・トランスフォーメーションに関する各種講演及びディスカッション
LGWAN-ASP 参入セミナー	総合行政ネットワークの仕組み、LGWAN-ASP の目的と導入状況、接続の手順と申込方法、LGWAN-ASP 接続料金等について説明するセミナー
トピックスセミナー	自治体を取り巻く環境や地方公共団体の取組み事例についての自治体職員等を対象としたセミナー（自治体職員限定公開）

【出展募集対象】

■情報システム展示ブース

【出展対象者】

申込時点（令和2年10月時点）で当機構のサービス利用企業（サービス利用企業以外は出展不可）であり、かつ、地方公共団体向けの各種行政情報システムの展示等を行える企業・団体

特設サイト及び展示ブース仕様

地方自治情報化推進フェア 2020 特設サイトの構成及び仕様、展示ブースページの仕様については別紙資料をご確認ください。

出展パッケージ

出展パッケージは以下のとおりです。

パッケージ名	パッケージ内容	対象企業	価格（税抜）
パッケージ 1	<ul style="list-style-type: none"> ・製品紹介 1 点まで （別紙資料 C-9） ・検索タグ登録 ・オンライン名刺交換 ・資料動画 1 点まで （別紙資料 C-8） ・月刊 J-LIS 特集号への原稿掲載 	プラン A のサービス利用企業	150,000 円
パッケージ 2	<ul style="list-style-type: none"> ・製品紹介 1 点まで （別紙資料 C-9） ・検索タグ登録 ・オンライン名刺交換 ・資料動画 1 点まで （別紙資料 C-8） ・月刊 J-LIS 特集号への原稿掲載 ・商談用チャットツール 	プラン B 以上のサービス利用企業	300,000 円
パッケージ 3	<ul style="list-style-type: none"> ・製品紹介 3 点まで （別紙資料 C-9） ・検索タグ登録 ・オンライン名刺交換 ・資料動画 3 点まで （別紙資料 C-8） ・月刊 J-LIS 特集号への原稿掲載 ・商談用チャットツール ・出展者情報（中）掲載 （別紙資料 B-2） 	プラン B 以上のサービス利用企業	600,000 円
パッケージ 4	<ul style="list-style-type: none"> ・製品紹介 4 点まで （別紙資料 C-9） ・検索タグ登録 ・オンライン名刺交換 ・資料動画 4 点まで （別紙資料 C-8） ・月刊 J-LIS 特集号への原稿掲載 ・商談用チャットツール ・出展者情報（中）掲載 （別紙資料 B-2） ・出展者セミナー配信 （別紙資料 C-3） ・注目出展者掲出（別紙資料 A-5） 	プラン B 以上のサービス利用企業	1,000,000 円
パッケージ 5	<ul style="list-style-type: none"> ・製品紹介 5 点まで （別紙資料 C-9） ・検索タグ登録 ・オンライン名刺交換 ・資料動画 5 点まで （別紙資料 C-8） ・月刊 J-LIS 特集号への原稿掲載 ・商談用チャットツール ・出展者情報（大）掲載 （別紙資料 B-2） ・出展者セミナー配信 （別紙資料 C-3） ・アンケート実施機能設置 ・注目出展者掲出（別紙資料 A-5） 	プラン B 以上のサービス利用企業	2,000,000 円

	<ul style="list-style-type: none"> ・注目企業ランダム掲載 (別紙資料 C-15) 		
グループパッケージ	<ul style="list-style-type: none"> ・製品紹介 4 点まで (別紙資料 C-9) ・検索タグ登録 ・オンライン名刺交換 ・資料動画 4 点まで (別紙資料 C-8) ・月刊 J-LIS 特集号への原稿掲載 ・商談用チャットツール ・出展者情報 (大) 掲載 (別紙資料 B-2) ・出展者セミナー配信 (別紙資料 C-3) ・アンケート実施機能設置 ・注目出展者掲出 (別紙資料 A-5) ・注目企業ランダム掲載 (別紙資料 C-15) ・グループ専用バナー広告掲載 	プラン B 以上のサービス利用企業で グループ出展を行う企業 ※出展条件 <ul style="list-style-type: none"> ・出展を希望する全ての企業がグループ企業内に属し資本関係があり、かつすべて当機構のサービス利用企業であること。 ・当機構のサービスプラン E 以上のサービス利用企業が含まれていること。 	1,800,000 円 (1 社あたり)

出展者説明会

出展が確定した後、Web での出展者説明会を開催いたします。

1 日時 (予定)

令和 2 年 12 月上旬

(出展者説明会の具体的な実施方法等は別途ご案内いたします。)

2 内容 (予定)

出展ブース仕様等に関する詳細の説明

※出展者説明会以前の出展方法や特設ページ仕様等に関するご質問については、推進フェア 2020 事務局が随時ご対応いたします。

その他

1 来場者情報の取扱いに関する同意

来場者からの参加申込は事務局の来場者登録受付システムで一元的に受け付けいたします。

出展者は、展示ブースページに設置されたオンライン名刺交換機能を通じて、このシステムに登録された来場者情報を取得することができます。各出展希望者におかれては、来場者の個人情報の取扱いには十分注意して頂く必要があるため、出展規約 (6 ページ「10 来場者情報の取扱いについて」) に同意をいただいた上でお申し込みください。

2 リーフレットの作成、配布

12 月上旬を目途にリーフレット (情報システム展示会出展者一覧、講演会の概要を掲載した案内状) 及び専用封筒を作成し、地方公共団体等へ案内します。また、出展者用として希望部数を実費で配布します (リーフレットの実費は出展料とともに請求します。)。出展申込時にリーフレットの申込を受け付けます。

3 「月刊 J-LIS」への紹介

当機構発行の「月刊 J-LIS 令和 3 年 1 月号」(推進フェア 2020 特集)に各出展者の出展内容や見所の告知記事を掲載する予定です。添付様式に記入の上、次項「出展申込締切日、申込先」に記載の方法で原稿の提出をお願いします。

4 サイト設置・運営及び事務手続き等の委託

特設サイトの設置・運営、事務手続き等につきましては、株式会社日経イベント・プロに委託しております。サイト仕様などの詳細は、株式会社日経イベント・プロと調整していただきます。

出展申込締切日、申込先

1 申込締切日

令和2年11月6日(金) 17:00 まで

2 申込方法

(1) 出展申込書

出展を希望される場合は「出展規約」(6～7ページ)に同意いただき、以下のお申込専用フォームから必要事項をご記入の上、送信してください。

お申込み専用フォーム「<https://forms.gle/tTyb8oKhBHY4xQoUA>」

(2) 月刊 J-LIS への掲載原稿

出展申込を行った出展者は、月刊 J-LIS「地方自治情報化推進フェア 2020」特集号への掲載原稿を別途送付ください。別紙「月刊 J-LIS 原稿様式」に必要事項を記入の上、以下のメールアドレス宛に電子メールにて送付をお願いします。(申込書提出先と異なりますのでご注意ください)

なお、月刊 J-LIS 原稿様式は次の URL からダウンロード可能です。

URL : https://www.j-lis.go.jp/spd/fair/fair2020_j-lis.html

(送付先)

「月刊 J-LIS」編集部 (株)ぎょうせい 宛

E-mail : j-lis@gyosei.co.jp

※件名を「フェア特集号原稿の送付」としてください。

3 出展の連絡

出展受付結果については、令和2年11月中旬までに主催者からメールにて連絡いたします。

問合せ先

【推進フェア 2020 主催】

地方公共団体情報システム機構 情報化支援戦略部
地方自治情報化推進フェア担当 上野、寺山
〒102-8419 東京都千代田区一番町 25 番地
Tel : 03-5214-8004 E-mail : fair-sp@j-lis.go.jp

【推進フェア 2020 事務局】

(株)日経イベント・プロ
地方自治情報化推進フェア オンライン運営事務局
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町 1-25 JR 神田万世橋ビル 16 階
Tel : 03-6812-8692 (9:30～17:30、土・日・祝日は除く)
E-mail : jlis-online@nex.nikkei.co.jp

出展規約

1 出展申込

出展申込フォーム(フォーム経由の申込が不可の場合は出展申込様式)に必要な事項をご入力の上、お申し込みください。なお、主催者が出展希望者の申込みが適当でないと判断した場合は、出展をお断りする場合があります。

- 出展申込締切：令和2年11月6日(金)17:00まで

2 出展料等に含まれる費用

- 開催期間内のサイト利用料金
- 特設サイト及び出展者ブースページ構築費用
- 出展者ブースページへの各種コンテンツ掲載費用
- 主催者が行う広報宣伝費
- 来場者サービスに関わる費用
- 主催者企画運営・安全管理・整備費用

3 出展料に含まれない費用

- リーフレット(出展者用)
- コンテンツ作成費用
- 通信料金
- その他、通常出展料に含まれない費用とみなされるもの

4 出展申込後の取り消し

申込後の出展等の取消しは原則として認められません。ただし、やむを得ない事情により出展等の取消しや主催者判断による中止を行う場合、以下の取扱いとなります。

- ①出展者のやむを得ない事情により出展等の全部(又は一部)を取り消す場合

出展者は書面にて主催者に届け出た上で、以下のキャンセル料を支払わなければなりません。

- ・令和2年11月7日～11月30日：出展料等の50%
- ・令和2年12月1日～会期終了まで：出展料等の100%

- ②天災地変及び感染症等のやむを得ない事情で地方自治情報化推進フェア2020が開催できない場合(主催者判断による中止)

主催者は既に受け付けている出展申込を取り消すことができます。

なお、②の場合、出展料等については、必要経費を差し引いた上で出展者に返却します。ただし出展者が要した費用については、一切責任を負いません。

5 出展料等の支払い

令和2年12月下旬までに請求書を発送しますので、令和3年2月26日までに主催者が指定する金融機関へ納入してください。なお、振り込み手数料は出展者でご負担ください。

また、出展者のやむを得ない事情により、支払い期日まで納入が間に合わない場合は、遅延理由を具体的に明記した上で、電子メールにて主催者に届け出てください。

6 出展ブースページ等の転貸、売買、譲渡の禁止

出展者は、展示会の出展ブースページの全部(又は一部)を、転貸、売買、譲渡することはできません。

7 オンライン展示会等の運営

主催者は展示会等の業務を円滑に実行するため、各規則等の制定、修正を行います。また、この「出展規約」に記載の無い事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展者が「出展規約」ならびに展示規則その他出展マニュアル上での規定等に違反した場合、主催者はその出展者の出展をお断りすることがあります。その場合、その展示スペースは主催者が処分することができ、出展料の扱いについては出展規約(「4 出展申込後の取り消し」)に準拠します。

8 補償

出展者及びその代理社が他社の出展ブースページ、特設サイト及び来場者等に損害を与えた場合はその補償は出展者の責任になります。

9 出展コンテンツの管理、登録、変更及び削除

展示コンテンツの管理は、出展者の責任において行ってください。主催者は、展示コンテンツの破損等についての責任は負いません。

展示コンテンツの登録期間及び登録方法等の詳細については、出展者説明会にてご案内します。展示コンテンツの登録及び変更、削除は出展者の責任において行ってください。

10 来場者情報の取扱いについて

オンライン展示会の開催に当たっては、参加者からの申込み等を主催者使用の来場者事前受付システムで一元的に受付することとし、さらに出展者は、オンライン名刺交換機能を利用してこのシステムに登録された来場者情報を取得できるものとします。

出展者にとっては、来場者情報について、センシティブ情報として取扱いには十分注意して頂く必要があります。以下の事項について遵守していただきます。

なお、取扱いに定めのない事柄については、個人情報の保護に関する法律や出展者の個人情報保護規定等により取扱っていただきます。

また、主催者においても個人情報の保護に関する法律及び地方公共団体情報システム機構個人情報保護に関する基本方針に基づき、適正に取り扱います。

(1) 情報の適切な管理

出展者は、オンライン名刺交換機能を利用して来場者情報を取得するに当たり、その情報を適切に取り扱わなければならないこととします。

(2) 出展者の遵守事項

オンライン名刺交換機能の出展者用管理画面からダウンロード等で取得した個人情報については、厳重に管理し取扱いに留意してください。

(3) 目的外利用の禁止

出展者は、取得した個人情報を「出展内容に関する受付、案内(以下「本件」という。)」のみに利用するものとし、これらの範囲を超えて取り扱ってはならないこととします。

(4) 従業者の監督

出展者は、自らの従業者に個人情報を取扱わせるに当たっては、

管理者用ID・パスワードの管理、個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。

(5) 外部委託の禁止

ア 出展者は、個人情報の全部または一部を第三者に外部委託しないこととします。ただし、本件に大きな影響が生じない補助的業務について、あらかじめ主催者の承諾を得た場合には、この限りではありません。その場合、外部委託の理由、外部委託先、外部委託の内容及びその他外部委託先に対する管理方法等を主催者に通知することとします。

イ 出展者は、主催者の承諾を得た場合は、外部委託先と秘密保持義務に関する内容を内容とした契約を締結するものとします。

ウ 出展者は、個人情報の安全管理が図られるよう、外部委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとします。

エ 出展者は、外部委託先が行った作業の結果について、一切の責任を負うものとします。

(6) オンライン名刺交換機能利用の停止

出展者が上記事項を遵守していないと主催者が判断した場合は、出展者のオンライン名刺交換機能の利用を停止することもあり得るものとします。

(7) 事故等の報告

出展者は、本件の遂行に支障が生じるおそれのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を報告し、すみやかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告並びに今後の対処方針を提出していただくこととします。

また、出展者の過失による事故が発生した場合、その責は出展者が負うものとします。

(8) オンライン名刺交換機能利用期間

利用期間は令和3年1月27日10:00から2月19日17:00までとします。

(9) 損害賠償

本件に関し来場者に損害が生じたときは、出展者の責任に帰すべき事由によらない場合を除き、出展者は、その損害賠償の責任を負うものとします。ただし、その損害が天災その他不可抗力による場合は、その負担について、主催者と出展者が協議して定めることとします。

11 出展規約と展示規則の承認

すべての出展者は、「出展規約」及び主催者が制定する上記展示規則を承認したものとします。主催者と出展者、来場者、関係者との間で解決されない事項が発生した場合は、裁判所に裁定を委ねます。